

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

日南市の計画としての「日南市地域福祉計画」と、日南市社会福祉協議会（以下 市社協という）の計画である「日南市地域福祉活動計画」はともに連携を図り、進展が著しい少子高齢化や核家族化などの社会構造の変化や、日南市の地域特性を反映した地域の課題を住民自らが発見し解決していくことのできる地域づくりを目的に、前計画である「日南市地域福祉推進計画」をとおして住民主体の取り組みを進めてきました。

高齢者、障がい者、子どものそれぞれの分野でも介護保険法の改正、障害者総合支援法の成立、子ども・子育て支援新制度の施行などにより、状況が大きく変わってきています。

また、近年のたび重なる大規模災害の発生や、生活困窮者自立支援法制定を踏まえて、これらに対応する方策も新たに計画に盛り込み、課題解決に向けた実行性ある計画推進を目指しています。

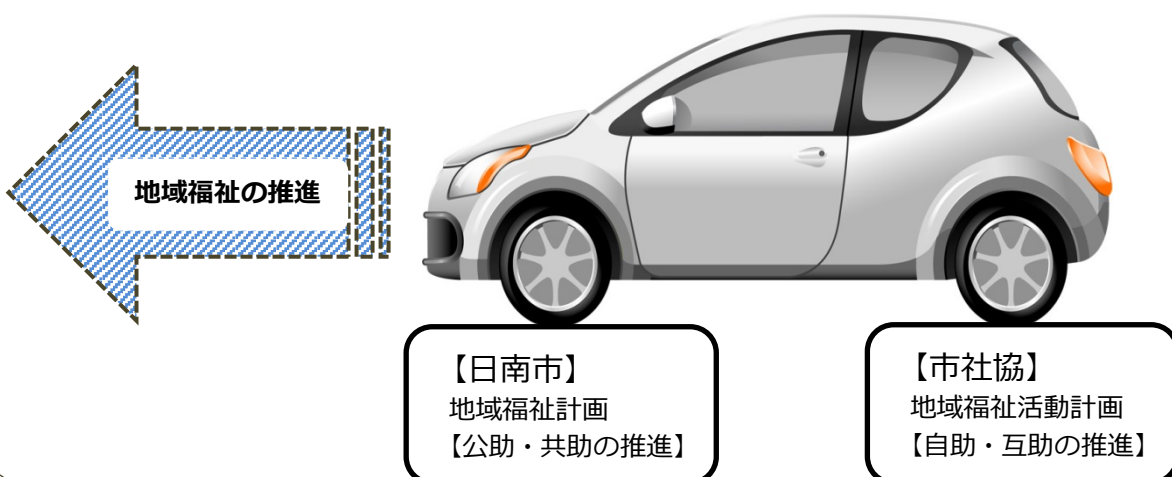
本計画は、5年後、10年後の日南市において誰もが住み慣れた地域での助け合いや支え合いにより、安心してみんなが幸福な生活が送れるように、地域のみんなで地域福祉の推進を目指していく計画です。

そのためには、日南市の将来像や福祉の理念など、今後の目指す方向性を明らかにするとともに、地域の生活課題をみつけ、それらを解決するために何をしたらいいのかを地域のみんなで考え、個人、地域、日南市、市社協などがそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせられる関係をつくり、取り組んでいくことが大切です。

こうした、地域の中でともに支え合い生きるまちを目指し、地域全体における地域福祉の機運を高め、地域の生活課題を解決するための方策や仕組みづくりの方向性を示すために、日南市地域福祉計画と日南市地域福祉活動計画を一体化した新たな「日南市地域福祉推進計画」を策定します。

※地域福祉の推進に当たっては、個人、地域（市民・自治会など・民生委員児童委員・ボランティア・NPO・市民団体・事業者など）、日南市、市社協がそれぞれの役割のなかで、お互いに協力し合いながら取り組みます。

※地域福祉の施策の推進母体である日南市、市社協は、車の両輪の関係としての役割を果たします。



地域福祉とは

「地域福祉」とは、その対象は地域であり、地域住民です。地域では人々が生活を営み、そこには様々な問題や課題があります。福祉サービスで対応できない課題に対して、住民がお互いに力をあわせ、解決することが必要となります。

このような意味で、地域福祉とは、住民一人ひとりの力（自助）、地域相互の支え合い（互助）、市民相互の支え合い（共助）、公的機関による支援（公助）を重層的かつ相互的に進めていくことにより、地域の様々な活動を活性化し、一人ひとりが自立した生活を送ることができる地域社会を実現する取り組みであり、福祉サービスなどの支援を必要とする立場の地域の住民が「地域社会を構成する一員」として暮らせるようにすることです。

地域福祉の推進とは

「地域福祉の推進」とは、社会福祉法第4条の地域福祉の推進にもあるように、この推進にあたっては、本人の努力のみではできないことが多く、福祉サービスなどの公的な支援のみによっても困難であることから、個人、地域、日南市、市社協などがそれぞれの役割の中で、地域のみんなが相互に協力していくことが必要となります。

少子高齢化の進展などによる影響が危惧される中、日本経済の低成長が長期にわたることで、支援を必要とする状況にある人が増加しているにもかかわらず、家族同士で助け合う機能の弱体化や地域や職域における人間関係の希薄化が進んでいます。さらには、生活に困難を抱えていても相談できる人がいない、手を差し伸べてくれる人もいないなど、生きがいをなくしてしまう人も増えています。

このように、「地域住民」として、私たち一人ひとりが、社会福祉に関する活動に参画する者であったり、社会福祉事業を経営する者であったりなど、それぞれの役割や特性を活かしつつ、日南市や市社協とも連携しながら、お互いに支え合える地域社会を築いていけるようにすることです。

2 計画の背景

(1) 少子高齢化、核家族化の進行などによる住民の福祉ニーズの増大

近年、少子高齢化、核家族化などによる家庭機能の低下や、人と人とのつながりが希薄になるといった状況を背景に、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まっています。こうした社会の中では、従来の公的なサービスだけでは対応できない、様々な生活課題などがでてきており、住民一人ひとりの福祉ニーズが増大・多様化しています。

(2) 地方分権の推進にともなう住民参画と自治意識の確立の必要性

平成12年にいわゆる「地方分権一括法」が施行され、地方分権・地域主権の確立により、地方が自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。特に、生活と密接にかかわる福祉サービスの向上は、住民に最も身近な市町村が中心となって住民の参画のもとに進めていく必要があります。

また、近年、NPOやボランティアなどによる子育て支援やひとり暮らし高齢者の生活支援といった住民どうしや地域内での新たな支え合いの活動も様々な分野でみられており、これからのまちづくりにおいて重要になっています。

(3) 「福祉」概念の変化

これまでの「福祉」の概念は、社会的に立場の弱い限られた人たちへの行政施策として捉えられてきました。しかし、近年では、身近な地域で生活していく中での何らかの支援、支え合いを必要とする生活課題の対応といった普遍的かつ広義な意味へと変化してきています。

(4) 社会福祉の仕組みの転換

本格的な超高齢社会が到来した今、遡って平成12年には社会福祉基礎構造改革の流れの中で介護保険制度の施行をはじめ、社会福祉法の改正などが行われました。

こうした制度の施行や法の改正に基づき、日南市からサービスを与えられるのではなく、利用者が自らサービスを選択し、サービス提供者との契約に基づいて利用していくことや、身近な地域で自分らしい生活を送れるよう、個人、地域、日南市、市社協などがお互いに連携・協力して地域の活性化を目指していく方向へと社会福祉の仕組みが転換しています。

3 計画の法的根拠

【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

全国社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定指針（抜粋）

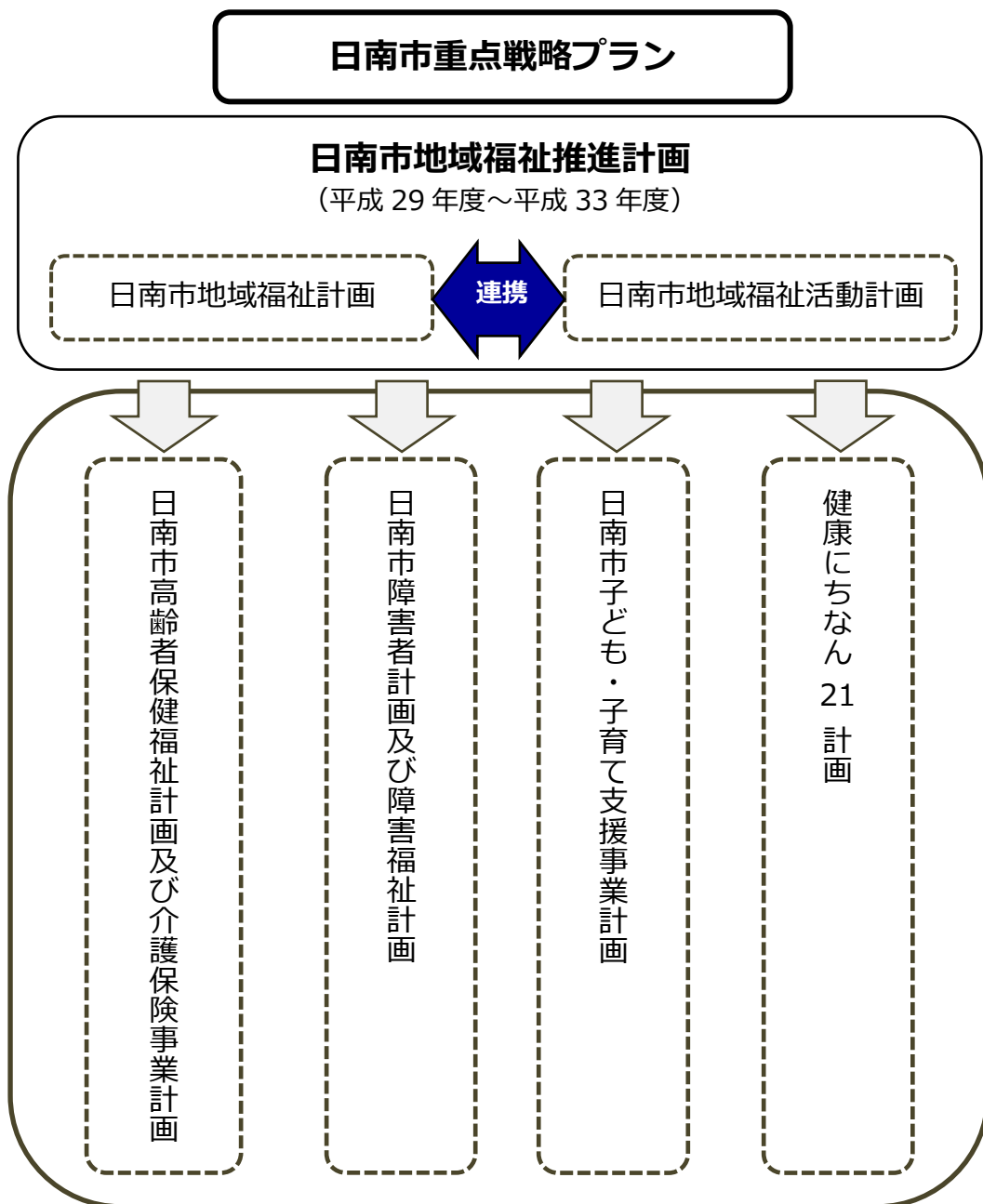
地域福祉活動計画

社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営む者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動計画。

4 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村計画として位置づけられ、地域福祉を推進していく主役である住民や市社協をはじめとする社会福祉関係の事業者、そして社会福祉活動の担い手が行う地域での取り組みや日南市の支援策についてまとめています。本計画は「日南市重点戦略プラン」を踏まえ、日南市が策定する「日南市地域福祉計画」、市社協が策定する「日南市地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地域福祉推進のための基本計画として位置づけます。

また、福祉関連計画である「日南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」及び「日南市障害者計画及び障害福祉計画」「日南市子ども・子育て支援事業計画」などとの連携を図り、地域において総合的に推進するものです。



日南市地域福祉計画

日南市が策定する「日南市地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき、地方自治法に定める基本構想に則し、地域福祉の推進に関する次の事項を一体的に盛り込み、住民、事業者などの参画のもとに推進していく計画です。

- 地域における福祉サービスの利用と活用の推進に関すること
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達と人材の確保に関すること
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進と啓発に関すること

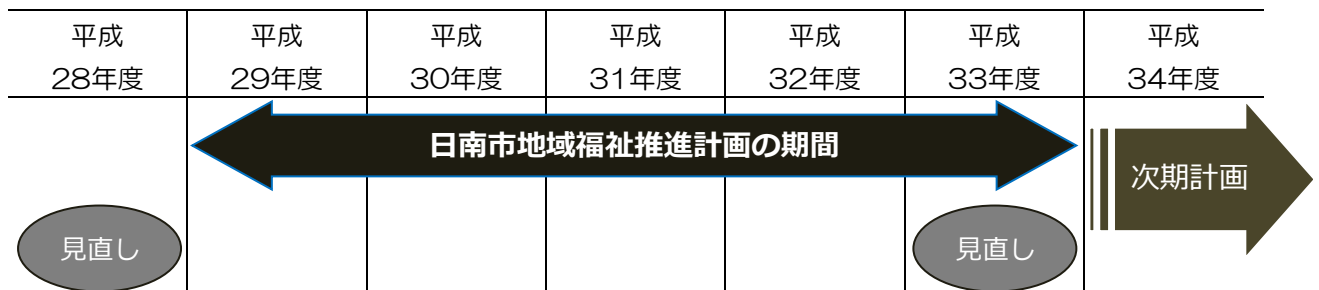
日南市地域福祉活動計画

市社協は社会福祉法第 109 条に基づいて地域福祉を推進することを目的とする団体に位置づけられており、市社協が策定する「日南市地域福祉活動計画」は、日南市や市民はもとより、幅広い地域福祉関係者と協働しながら地域福祉を推進していく計画です。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度を初年度とし、平成 33 年度までの 5 年間とします。

また、変化する社会情勢への対応や他計画との整合性を図るため、計画期間中であっても随時必要な見直しを行います。



6 計画の推進

本計画の策定にあたり、市民アンケート調査、福祉関係事業所アンケート調査、施設・空間調査インタビュー、そして地域座談会から挙げられた多くのご意見を基に、生活課題を明らかにし、本計画の推進において課題解決の実際の行動に結びつけます。

地域福祉では、住民一人ひとりの力（自助）、地域相互の支え合い（互助）、市民相互の支え合い（共助）、公的機関による支援（公助）など、重層的かつ相互的に進めていくものです。それぞれの地域が持つ役割分担を踏まえた上で、「自助」を基本としながら、「互助」、「共助」、「公助」をバランスよく組み合わせていくことが必要となります。本計画をとおして地域福祉を具体的に推進するに当たっては、市社協と人事交流を進め、個人、地域、日南市、市社協などの役割を理解し、共有・協働して計画を推進していくことが重要です。

第2章 日南市の現状

第2章 日南市の現状

1 統計データからみる日南市の現状

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の状況

日南市の人口は、平成28年3月末現在55,293人で、平成24年から減少傾向で推移しています。世帯数も同様に減少傾向で推移しています。

表1 総人口と世帯数の推移

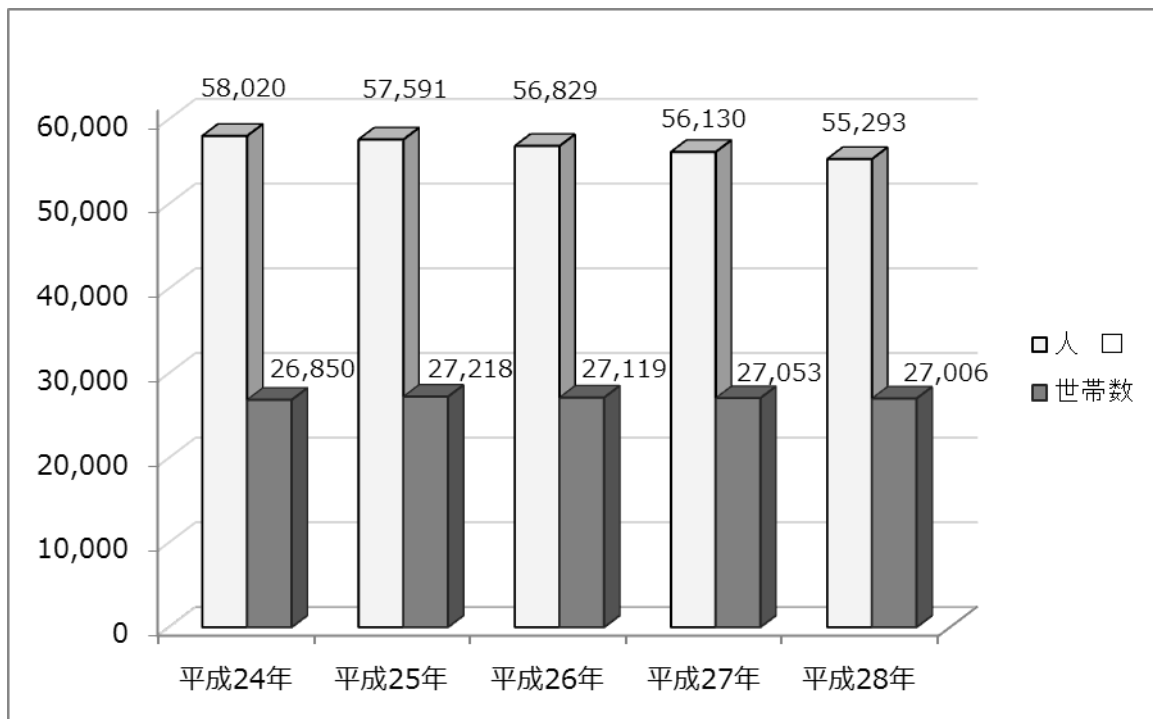
(単位：人、世帯)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
人口	58,020	57,591	56,829	56,130	55,293
世帯数	26,850	27,218	27,119	27,053	27,006

出典：住民基本台帳（各年3月末現在）

図1 総人口と世帯数の推移

(単位：人、世帯)



出典：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 高齢者の状況

日南市の平成28年11月30日現在の住民基本台帳による高齢者人口は、20,151人となっていますが、将来の日南市人口推計では、平成32年では19,428人、平成37年では19,167人と、総人口の減少傾向に対し、高齢化率は上昇傾向にあります。

表2 高齢者^{※1}人口・後期高齢者^{※2}人口の推移・推計 (単位：人)

区 分	平成22年	平成27年	平成28年	平成32年	平成37年
高齢者人口	17,910	18,917	20,151	19,428	19,167
高齢化率 ^{※3}	31.0	34.8	36.6	38.0	40.1
後期高齢化率 ^{※4}	17.1	20.8	20.7	20.8	23.6

出典：国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）
（平成28年のみ住民基本台帳11月30日現在）

国勢調査による統計では、日南市の一般世帯数は、平成7年から平成17年までは、増加していましたが、平成22年からは減少傾向です。

高齢者のいる世帯数、高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数は、ともに増加傾向です。

表3 高齢者世帯数の推移 (単位：世帯)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	22,812	23,327	23,566	23,121	22,580
高齢者のいる世帯数	9,370	10,459	11,223	11,443	11,854
高齢者単身世帯数	2,162	2,663	3,014	3,241	3,743
高齢者夫婦世帯数	2,613	3,196	3,478	3,556	3,782

出典：国勢調査

※1 高 齢 者：65歳以上の者

※2 後期高齢者：75歳以上の者

※3 高 齢 化 率：65歳以上の人口が総人口に占める割合のこと

※4 後期高齢化率：75歳以上の人口が総人口に占める割合のこと

(3) 要支援・要介護認定者数の状況

日南市における要支援認定者数、要介護認定者数ともに、平成25年度から28年度まで増減を繰り返しながら推移していますが、28年度には微増しています。また、平成32年度には、要支援者、要介護1、2、3、4の認定者数が増加するものと推計されています。

表4 要介護度別認定者数の推移・推計

(単位 上段:人、下段:%)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成32年度
要支援1	387	462	464	504	540
	10.0	12.0	12.0	12.9	11.5
要支援2	638	591	580	558	785
	16.5	15.3	15.0	14.2	16.7
要支援計	1,025	1,053	1,044	1,062	1,325
	26.5	27.3	27.0	27.1	28.2
要介護1	516	541	580	603	802
	13.4	14.0	15.0	15.4	17.1
要介護2	750	680	677	719	925
	19.4	17.6	17.5	18.3	19.7
要介護3	649	644	645	635	807
	16.8	16.7	16.7	16.2	17.2
要介護4	471	522	485	475	492
	12.2	13.5	12.6	12.1	10.5
要介護5	453	420	431	426	349
	11.7	10.9	11.2	11.0	7.4
要介護計	2,839	2,807	2,818	2,858	3,375
	73.5	72.7	73.0	72.9	71.8
合計	3,864	3,860	3,862	3,920	4,700

出典:平成25~27年度は介護保険事業報告3月分、平成28年度は11月分
平成32年度は第6期介護保険事業計画より

(4) 子どもの出生数の状況

日南市における平成21年度から平成27年度までの子どもの出生数の状況をみると、平成21年度から400人前後で増減を繰り返しながら推移していますが、平成27年度においては339人となり、かなりの減少がみられます。

表5 子どもの出生数の推移

(単位:人)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
414	438	437	397	380	419	339

出典:推計人口

(5) 就学援助認定者数の状況

日南市における平成21年度から平成28年度までの就学援助認定者数の認定者割合の推移をみると、平成21年度12.93%でしたが、平成28年度においては20.64%となり、毎年、増加しています。

表6 就学援助認定者数の推移

(児童生徒数 認定者数 単位:人 認定者割合 単位:%)

区分	児童生徒数	認定者数			要保護認定者割合	準要保護認定者割合	認定者割合
		要保護	準要保護	計			
平成21年度	4,471	25	553	578	0.56	12.37	12.93
平成22年度	4,273	34	619	653	0.80	14.49	15.28
平成23年度	4,063	41	668	709	1.01	16.44	17.45
平成24年度	3,951	48	668	716	1.21	16.91	18.12
平成25年度	3,933	46	682	728	1.17	17.34	18.51
平成26年度	3,908	43	703	746	1.10	17.99	19.09
平成27年度	3,900	43	752	795	1.10	19.28	20.38
平成28年度	3,861	52	745	797	1.35	19.30	20.64

出典:学校教育課(各年度5月1日現在)

(6) 児童扶養手当受給者数の状況

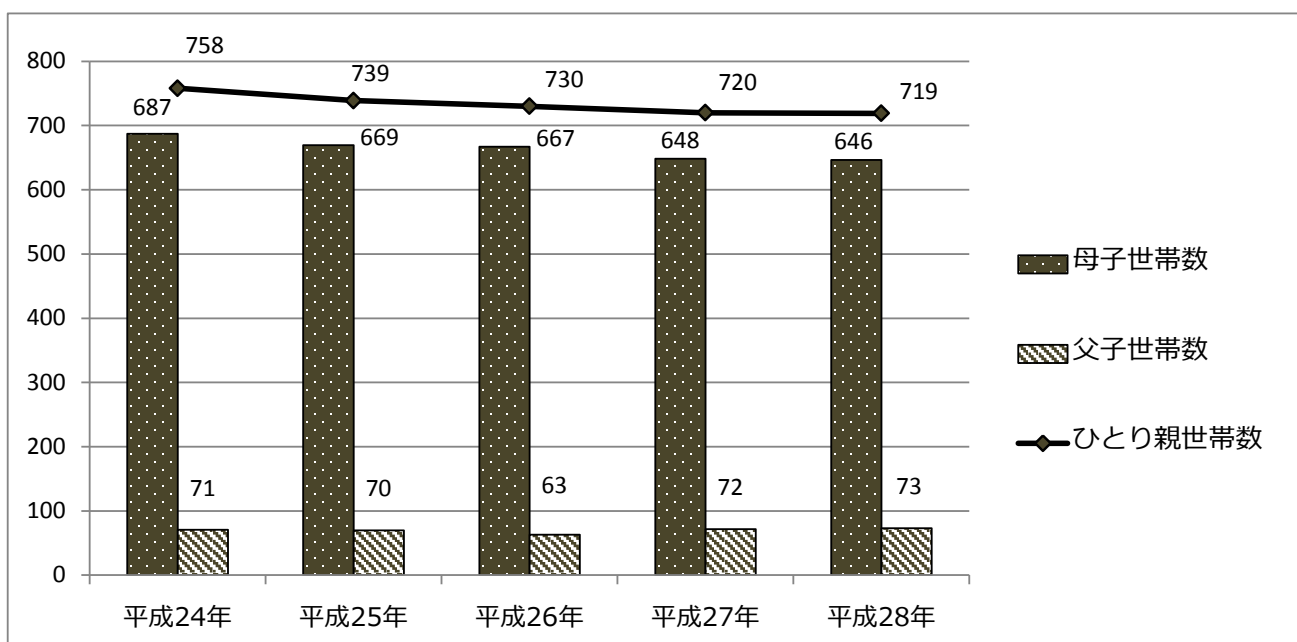
日南市における児童扶養手当受給者数の平成24年度から平成28年度までの推移をみると、平成24年度は、ひとり親世帯は758世帯で総世帯に占める割合は2.82%です。そのうち、母子世帯は687世帯2.56%、父子世帯は71世帯0.26%となっています。平成28年度は、ひとり親世帯は719世帯で総世帯に占める割合は2.66%となっており、減少傾向です。

表7 児童扶養手当受給者数の推移 (世帯数 単位:人 割合 単位:%)

区分	総世帯数	ひとり親世帯					
		母子世帯		父子世帯		合計	
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
平成24年度	26,850	687	2.56	71	0.26	758	2.82
平成25年度	27,218	669	2.46	70	0.26	739	2.72
平成26年度	27,119	667	2.46	63	0.23	730	2.69
平成27年度	27,053	648	2.40	72	0.27	720	2.66
平成28年度	27,006	646	2.39	73	0.27	719	2.66

出典:住民基本台帳及びこども課 (各年度5月1日現在)

図2 児童扶養手当受給者数の推移 (単位:人)



出典:こども課 (各年度5月1日現在)

(7) 障がい児(者)の状況

日南市における平成28年4月1日現在の障がい児(者)各手帳所持者の総数は4,326人です。障がい種別にみると、身体障害者手帳所持者数は3,483人、療育手帳所持者数は565人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は278人です。

表8 障害者手帳所持者数 (単位:人)

区 分	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	総数
身体障がい者	41	766	2,676	3,483
知的障がい者	110	390	65	565
精神障がい者	5	222	51	278
総計				4,326

※精神障がい者については、精神障害者福祉手帳所持者のみを記載
出典:福祉課(平成28年4月1日現在)

日南市における平成28年4月1日現在の自立支援医療制度(精神通院)受給者数は859人です。

表9 自立支援医療制度(精神通院)受給者数(単位:人)

区 分	平成28年
公的支援を受けている通院患者	859

出典:福祉課(平成28年4月1日現在)